

## よくある質問と回答の共有

事業者の皆様から良いただく質問で、注意を要することについて、回答をまとめました。

今後の事務の参考としてください。

No.	サービス種別	質問	回答
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	訪問の際、駐車料金を請求できるか。	訪問介護・訪問看護では駐車料金は交通費とみなされ、通常エリア内では介護報酬に含まれます。
2	地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護	利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合等の手続きについて確認したい。	利用者保護や、サービスの質を担保する観点から、「所沢市指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める指針」を確認のうえ、新たにサービスを提供する前、休止又は廃止する前、変更が生じた際、それぞれ定められた期限までに届け出てください。
3	共通 ※介護予防支援、居宅介護支援は除く	指定申請時(更新申請含む)に重要事項説明書等における利用者負担額の誤差(1円単位)について指摘されるため、改めて計算手順を知りたい。	先に全額の給付費(10割分)を計算し、保険請求額(国保連に請求する金額)を算出します。その次に全額の給付費から保険請求額を差し引くことで、利用者負担額が算出できます。 以下に手順を示します。(計算例は令和5年度の通所型サービスの1割負担の場合) ① 異位数×地域区分別の1単位の単価 例) 380単位×10,27円=3,902.6円 ② 小数点以下を切り捨て 例) 3,902.6円→3,902円(10割) ③ ②に9割、8割、7割をかける 例) 3,902円×0.9=3,511.8円 ④ ③も小数点以下を切り捨て 例) 3,511.8円→3,511円(9割) ⑤ ④から④を引き、1割～3割負担分を算出 例) 3,902円(10割)-3,511円(9割)=391円(1割負担額算出)
4	総合事業	1回当たりの単位と、月額単位の単位はどのように使い分けて請求するか。	総合事業の報酬について、所沢市では原則、1回報酬制のため1回あたりの利用実績に基づき報酬が支払われます。 ただし、月に5週ある場合でかつ利用実績が1回報酬の上限(※)を上回る場合は月額報酬の単位数となります(令和5年度までの取り扱い)。 ※通所型、訪問型サービスの各上限は次のとおり 【通所型】 要支援1=4回 要支援2=8回 【訪問型】 週1回程度=4回 週2回程度=8回 週2回超程度=12回(要支援2のみ)

5	総合事業	総合事業も実施したいと計画しているが、指定申請時においてよく見られる要修正事項を教えてください。	<p>【①登記事項証明書】 「目的欄」へ当該事業を実施していることがわかる文言を記載してください。 《記載例》 ・介護保険法に基づく地域支援事業 ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ・介護保険法に基づく第1号訪問事業（※訪問型サービスの場合のみ） ・介護保険法に基づく第1号通所事業（※通所型サービスの場合のみ）</p> <p>【②運営規程、契約書、重要事項説明書など】 ・総合事業を実施していることがわかる文言（訪問型サービス・通所型サービス等）を追加し明確化してください。 ・不要な文言（介護予防訪問介護、介護予防通所介護等）は削除してください。</p>																				
6	(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護	突然の離職等により、代表者、管理者、計画作成担当者等に必要な研修修了者でない者を配置せざるを得ない場合の取り扱いを確認したい。	<p>当該サービスの代表者及び管理者、計画作成担当者等は、以下の該当する研修を修了する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="1361 560 2063 810"> <thead> <tr> <th></th> <th>(介護予防)小規模多機能型居宅介護</th> <th>看護小規模多機能型居宅介護</th> <th>(介護予防)認知症対応型共同生活介護</th> <th>(介護予防)認知症対応型通所介護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表者</td> <td colspan="3">認知症対応型サービス事業開設者研修</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td colspan="4">①認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む) ②認知症対応型サービス事業管理者研修 ※①・②両方を修了していること</td> </tr> <tr> <td>計画作成担当者</td> <td colspan="2">①認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む) ②小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ※①・②両方を修了していること</td> <td>認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>代表者又は管理者等の交代時に都道府県が開催する研修の開催状況等を踏まえ、新たに代表者又は管理者を配置し、かつ市町村からの推薦を受けて当該研修の申し込みを行い、修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は人員基準違反とは取り扱いません。 ※なお、この場合は、変更届出時に申請者名(法人代表者名)により、所沢市長に対して、「①事前に修了する(させる)ことができない合理的な理由及び、②直近の該当研修を受講し修了する(させる)ことを誓約する」旨の文書(形式は任意)を添付してください。</p>		(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修			-	管理者	①認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む) ②認知症対応型サービス事業管理者研修 ※①・②両方を修了していること				計画作成担当者	①認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む) ②小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ※①・②両方を修了していること		認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)	-
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)認知症対応型通所介護																			
代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修			-																			
管理者	①認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む) ②認知症対応型サービス事業管理者研修 ※①・②両方を修了していること																						
計画作成担当者	①認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む) ②小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ※①・②両方を修了していること		認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)	-																			
7	居宅介護支援	「居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、『利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること』及び『利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること』、『前6月間に当該事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合』、『前6月間に当該事業所で作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数の中に、同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)』について、『文書を交付し、必ず利用申込者から署名を得てください』とあるが、重要事項説明書の別紙として上記の内容を記した文書を作成した場合は、重要事項証明書への署名のみで良いか。	<p>重要事項説明書の本文に別紙による当該説明を行うことを記載した上で、別紙として作成しているものであれば、重要事項説明書の同意のみで足りるものと考えます。あくまで別紙である以上は重要事項説明書本紙とともに保管することが望ましいです。(R5.9.1追記)</p>																				

8	居宅介護支援・介護予防支援	ショートステイ利用中の福祉用具貸与について、施設から新たなレンタルの要望があった。どのように対応すればよいか。	短期入所利用中の福祉用具貸与の利用は認められる場合もありますが、自宅で使い慣れた福祉用具を継続して利用できるよう利用者に配慮したものです。施設では必要な福祉用具を提供することが求められています(基本サービス費に含まれています)。施設内で必要なものであれば、施設で用意できないかお問い合わせください。
9	居宅介護支援	サービス利用に向け、ケアプラン作成の一連の流れを踏み、あとは利用するだけという状態にしていたが、サービス利用に至らなかった。居宅介護支援費を請求したいが、給付管理票の記載はどうすればよいか。	対象者は病院もしくは診療所、地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設から退院または退所する者等で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みのない利用者に対し、必要なケアマネジメントを行い、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合請求できます。 尚、新型コロナウイルス感染症関連の臨時的な取り扱いとして、新型コロナウイルス感染症の影響にあるものも算定できます。 いずれの場合も必要な手順を踏み、書類をそろえていることが条件となります。(R5.5.7終了) 給付管理票には利用予定の事業所を記載し、給付計画単位数を『0』単位と記載してください。
10	居宅介護支援・介護予防支援	要介護等認定の結果が出る前の暫定サービス利用時の注意点など知りたい。	暫定サービスは要介護認定の結果が出ていない状態で利用していただくサービスです。そのため、介護度の見込み違いが起きる可能性があります。支給限度額を超過したものは保険給付されないことなど必ず事前に利用者、家族に十分に説明、了解いただいたうえで、居宅介護支援の一連の業務を行ってください。  なお、要支援(要介護)を見込んでいたが要介護(要支援)の認定結果が出たなど、介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所が見込み違いで担当できず、かつ本来担当すべき介護予防支援事業所・居宅介護支援事業所の契約や居宅介護支援等の一連の業務ができていないままにサービス利用が行われていた場合、速やかに介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所につないでください。また、介護保険の認定申請月内に契約から居宅介護支援等の一連の業務が適切に行われていない場合には、介護保険課にご連絡ください。  ※上記のような事態を避けるためにも、認定結果がいずれになるかが不明な場合は、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所が相互に連携をとりながら、一連の業務を行い暫定ケアプランを作成してください。
11	居宅介護支援・介護予防支援	区分支給限度額を超過した時にルールはあるのか。	超過分をどの事業所に割り振るのかはルール化されていません。超過が見込まれる場合はどの事業所に割り振るか事前に調整することにより、スムーズに事務処理できます。 割り振る事業所に対しては超過単位分を除いた額を給付管理票に記載します。 尚、区分支給限度額に含まれない加算もありますので、ご確認ください。
12	居宅介護支援	月途中で生活保護受給となった場合の居宅介護支援費の請求について知りたい。	居宅介護支援費は10割保険給付になるため、公費の請求はありません。通常どおり、請求してください。